

## あつぎスマート・ワーク宣言実施要領

### 1 目的

あつぎスマート・ワーク宣言（以下、「宣言」という。）は、上司が仕事を無駄なく、手際よく、スマートに進めるとともに、部下のワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、風通しの良い「働きやすい職場」を実現することで、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 実施者

宣言の実施者は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、理事、部等長、次長、課等長、係等長、事務職員及び技術職員とする。

なお、医療職、業務員、技能員、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員は対象外とする。

### 3 宣言書の作成及び点検

- (1) 市長、副市長、教育長、病院事業 管理者、理事、部等長、次長、課等長は、働きやすい職場の実現に向けて、宣言書を作成し、職場内の職員が見える位置に掲示する。
- (2) 部等長、各次長及び各課等長は、中間報告書及び年間報告書により宣言の自己点検を実施し、常に改善に努めるものとする。
- (3) 係等長、事務職員及び技術職員は、働きやすい職場の実現に向けて、宣言書を作成し、常に改善に努めるものとする。

### 4 宣言書等の公開

宣言書（係等長、事務職員及び技術職員の宣言を除く）は、市ホームページにおいて公開するとともに、中間報告書及び年間報告書は、職員に公開する。

### 5 宣言の達成状況の確認

職員アンケートの結果を成果指標として、達成状況等を確認する。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。